

2014年7月11日

文京区長 成澤廣修 様  
教育長 原口洋志 様

日本共産党文京区議会議員団  
島元 雅夫 萬立 幹夫  
国府田久美子 板倉 美千代  
高畑 久子 金子てるよし  
前区議会議員 関川 けさ子  
日本共産党都議会議員 小竹ひろ子

## 6月定例議会審議をふまえての緊急要望

安倍内閣は7月1日、日本を「戦争する国」にする集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行いました。今後、関連する立法措置が国会に提出される予定ですが、昨年末に強行した「秘密保護法」と合わせて、区民の平和、人権を蹂躪するなど大きな影響を与えることは間違いありません。「英知と友愛に基づく世界平和の実現を希望するとともに人類福祉の増進に努力する」とした文京区平和宣言の立場にもとづき、明確に反対すべきです。

区議団は、6月定例議会の直前5月に、区内小中学校を視察し、とくに教育環境にかかわる施設調査を行い、あらためて学校間の施設格差の解消の必要性と緊急性を痛感しました。今議会では、交流館で行われた事業の継続性の確保を始め、今後の交流館事業のあり方が問われました。また、シビック改修工事の財政計画や、福祉センターなど区民施設の指定管理や業務委託についても問題点の指摘をしたところです。

これらの審議をふまえて、以下のように緊急要望をいたします。要望、提案の実現のための検討と予算化を求めるものです。

### 記

#### 《学校教育環境整備について》

- 1 学校施設の格差是正のために
  - ① 各学校の改善箇所及び要望について早急に対策を講ずること。【別紙項目参照】
  - ② 学校施設快適化計画は、調査内容や学校からの聞き取りを重視して整備計画をつくりすすめること。計画遂行のために人的配置を強化すること。
  - ③ 実施3か年計画という単発計画ではなく、改修・改築の全体計画を示すこと。
  - ④ トイレ洋式化は計画を前倒しで実施すること。特殊清掃の徹底で臭いの解消をするとともに、根本対策を検討すること。
  - ⑤ 中学校特別教室へのクーラー設置は今年度前倒しで整備し、体育館にも設置すること。
- 2 柳町小学校の校舎増築に関して  
「柳町小学校の校舎増築検討委員会」が、第5回目で突然「やなぎの森」を壊して校舎を建築する「報告書案」をまとめたことに対し、学校・P T A・地域から“森を残して”

“区案の見直しを”の声が上がっています。拙速な結論を押し付けることなく、区民の声をきいて進めるべきです。

### 3 全小中学校に専任の司書配置を

- ① 全ての学校に専任の司書を配置すること。
- ② 子ども読書活動推進計画により、平成24年度から小中学校15校に区立図書館の指定管理会社から司書が月に2回、1回4時間派遣されています。PTAから「全校に配置を」との要望があり、図書館サービス向上検討委員会の報告書でも「区立図書館から学校図書館への人的支援について、全校に拡大することや派遣内容の充実が求められます」と記載されており、当面、全校派遣に直ちに取り組むこと。
- ③ 学校図書館蔵書の100%未達成の学校については、来年度全校で達成させるとともに選書への援助も行うこと。

## 《千石児童館、育成室、子育てひろばの運営について》

指定管理者制度に移行した2013年度1年間で、常勤職員4名、非常勤職員7名が退職し、育成室児童の退室が15名に及んだことは極めて異常であり、本来、家庭に代わり放課後を保障すべき施設として重大事態と言わねばなりません。過去にも根津・目白台第2児童館、育成室の民営化でも同様の事態が起きており、根本的欠陥を内包する指定管理者制度でこれ以上子ども達を傷付けることは終りにすべきです。

- 1 千石、茗台育成室・児童館等は区直営に戻し、駕籠町小や柳町小等に新設する育成室はすべて区直営で行なうこと。
- 2 当面の対策として
  - ① 指定管理者（株）プロケアに対し、職員体制の継続、指導水準の向上、子ども達と保護者の信頼回復のために実効ある対策を講じさせること。
  - ② 職員採用条件として学童保育、児童館での一定期間の経験のある職員を配置させるよう、新たに採用基準を仕様書に盛り込むこと。
  - ③ 配置前に文京区直営の育成室、児童館に於いて、文京の学童保育を身につける研修を義務付けること。
  - ④ 職員の継続性を担保する賃金、労働条件の改善を図るよう、区として基準を設け、遵守させること。
- 3 施設の改善について
  - ① 3階トイレは、児童、大人が使えるのは、洋式3（シャワー室の洋式1を含む）、男子小用2のみであり、日中最大120名を超える児童と100名を超える大人に見合ったトイレ数になっていません。小学生の「おもらし」が頻繁に発生していることから、早急にトイレの数を増やすため改修すること。
  - ② 3階のウッドデッキ（ベランダ）は、角を曲がると死角となるため、安全上の配慮から出入り禁止となっています。本来、遊びスペースとして設計されたものであり、仕切り板等で区切るなど、安全に活用できるよう改修すること。
  - ③ 3階フロアに3種類4施設が集中し、過密を極めています。取得予定の千石外務省跡地は、保育所とともに千石子育てひろばの移転も考慮し設計をすること。

## 《地域交流館について》

寿会館が廃止された後、地域のコミュニティと福祉の増進を目的とした施設に移行した「交流館」は、健康促進や文化的事業を行ない、地域住民、サークル等の活動を支えてきました。

しかし、2012年「行革」方針で、「移転」とした千石交流館を、今年6月、住民への説明もなく「廃止」したことを皮切りに、本郷、本駒南、水道、大塚北交流館など、体操等さまざまな交流館事業の継続の保障もなく廃止をすることは許されません。

- 1 地域交流館は存続させること。
- 2 地域交流館で行なわれてきた事業はボランティアではなく、予算措置をし、専門的指導者のもと継続すること。

## 《子育て・保育施策について》

- 1 4月1日現在、認可園に申し込んだものの認証保育園入所が327人、どのような保育も受けられない子どもは104人であり、内67人は両親ともに常勤です。児童福祉法24条1項による保育の実施責任がある区として待機児解消のためにあらゆる手立てをとること。
- 2 認可保育園の増設計画をすべて明らかにすること。
- 3 子ども・子育て支援新制度が実施された場合でも、東京都の認可保育園の保育の質を財政面からも維持するために不可欠な、私立認可園、区立園への旧都加算分が、都区財政調整制度の都区協議において継続されるよう、区として東京都へ申し入れること。

## 《国公有地の活用で、保育園や介護施設の増設を》

認可保育園の待機児対策として、また、特養ホームなどの増設にとっても、新たな土地の確保が最大の問題です。

- 1 小日向の財務省宿舎、精華寮跡や都有地をはじめ、国公有地・職員宿舎などを改めて総点検し、払い下げや定期借地権の活用で取得をすすめること。
- 2 2017年度に利活用開始が予定されている都営バス大塚車庫は、早くから区が取得の意向を表明し、東京都に申し出ること。
- 3 すでに住人が立ち退いて数年が経過し、現在も利活用が決められていない大塚3丁目都営住宅跡の活用は、至急、東京都に対し区として活用する交渉をすること。
- 4 大塚みどりの郷の改築、増床を進めるため、隣地の都有地の活用を踏み出すこと。

## 《文京総合福祉センターについて》

- 1 文京総合福祉センターは、障害者の入所施設や生活介護、放課後デイサービス、自立訓練、就労支援、障害者基幹相談支援センターや子育てひろばの拡充に加え、老人福祉センターや地域福祉振興施設など多くの機能を持つ大規模施設となっています。区はすでに委託をした障害者分野をはじめ4分野にわたる民営化を決めています。施設の大型化と多様な機能を管理・運営することから区の直営にすること。
- 2 現音羽福祉センター同様に、ボランティアの活動室を確保すること。
- 3 旧五中を避難所とする地域は総合福祉センターや江戸川橋体育館が災害時の避難所や福祉避難所となることから、区の管理責任のもと避難所を開設し運営すること。

### 《高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるために》

今回の介護保険制度の見直しは、要支援1・2の利用者を介護サービス（訪問・通所介護）の枠外とし、「新しい総合事業」に移すとしています。

- 1 訪問・通所介護サービスの質・量が低下したりすれば本末転倒です。国に財源措置を求め、要支援者が引き続き利用できる、質も量も必要なサービスを確保すること。また、区も独自の支援を行うこと。
- 2 これまでの「地域支援事業」についても、同様にサービスが受けられるようにすること。
- 3 原則「要介護3以上」に限るとした特養ホーム入所規制を撤回させるとともに、特養ホームの増設を急ぎ、659人の待機者を解消すること。
- 4 第6期介護保険事業計画は、必要な人が必要なサービスを安心して受けられる計画とすること。

### 《国民健康保険料の引き下げについて》

アベノミクスによる物価高や消費税8%増税、国保料の値上げが区民生活をいっそう追い詰めています。憲法25条に基づく国の制度である国保法第一条には「社会保障と国民保健の向上に寄与する」と明記されています。昨今の滞納世帯の増加の背景には、国庫負担の大幅な削減による高すぎる保険料、非正規雇用者の増大に加え、加入者の圧倒的多数が年収200万円以下といわれる実態があります。法の精神からも国や都の財政支援の強化が必要です。また区では、15日に予定の国保料納付書送付ですが、すでに送付された10区では、2万5千件超の苦情、問い合わせが殺到しています。

- 1 国民保険料の値上げは中止するだけでなく、財政支援を強めること。
- 2 東京都に財政支援を求め、「1人年5千円」を引き下げること。また負担軽減のため国に国庫負担割合を増やすことを求めること。
- 3 区民からの問い合わせに臨時体制を取り、十分な対応をとること。また生活や営業に支障をきたす差し押さえはしないこと。
- 4 国保会計への一般財源投入を抑制する「2010年5月の厚労省通知」撤回と、18年度の「広域化」・都道府県化に区長としてきっぱり反対の立場をとること。また、23区独自の国保料負担の抑制策である「高額療養費」をこの4年間で廃止するロードマップ決定も直ちに撤回を求めること。

### 《東京都の喘息患者医療費無料制度の継続について》

11年に及ぶ、東京大気汚染公害裁判の和解の成果として創設された「大気汚染医療費助成制度」は、現在7万9千人余のぜんそく患者の「命綱」となっています。ところが東京都は、9月都議会に、来年3月での①新規認定打ち切り、②患者負担をゼロから2割負担にする「条例」を提案するとしています。

- 1 都に、大気汚染医療費助成の継続と、救済範囲のさらなる拡大を求めること。
- 2 国に対し「新たな大気汚染公害被害救済制度」を創設し、これまで未認定・未救済の公害被害者も救済する制度とするよう求めること。

## 《災害対策について》

- 1 防災は自助共助だけの強調では進みません。23区で唯一未実施の、防火地域での「木造住宅耐震化助成」は直ちに行なうこと。
- 2 かつての第一次基本計画では「都市に完全な安全を求めることはできなくとも可能な限り安全な状態を作り出していくことは区民全体の課題であると同時に、行政に課せられた責務です」と述べています。原点に立ち返った震災対策へ転換すること。
- 3 都下水道局が5月「改定 東京都豪雨対策基本方針（素案）」で、①千川幹線流域に、「時間75ミリ降雨対応」の追加施設整備 ②大塚坂下幹線・千駄木・谷中幹線流域の「50ミリ枝線再構築」工事前倒しに加え ③神田川・石神井川・白子川の3流域調整池の相互活用による時間100ミリ降雨対策を公表しました。
  - ① 2020年までの、それぞれの計画の具体的な対策・スケジュールを一刻も早く明らかにするよう求めること。
  - ② 千川幹線等に水位計を設置し、日頃からゲリラ豪雨対策に備えること。
  - ③ 低地の溢水対策としての「緊急雨水整備クイックプラン」の活用をはじめ、国・都・区道、高台、斜面地等での透水性舗装の拡大、雨水浸透ます増設で、水害頻発地域をなくす計画を立てること。
- 4 区内では、情報の収集集約と分析、伝達、災害支援など、瞬時の豪雨に即応できる平常時からの体制をつくり、防災行政無線の整備活用で、速やかな「ゲリラ豪雨や雷」警報発令、「水の使用を控える呼びかけ」など区独自で効果的な情報提供をすること。

## 《シビック改修工事について》

- 1 シビックセンター外装等調査改修工事については、区民むけの説明会を実施すること。また、調査改修工事について、定期的に進捗状況と調査結果を公表すること。
- 2 シビックセンターの改修基本計画は、平成27～28年度に作成されますが、同時に、学校施設では改築年限に達する校舎がいくつもある状況です。こうした中で、区有施設全体の保全・改修計画が必要であり、シビックセンターの改修計画はその中に位置づけ改修内容、改修実施期間、改修経費を明らかにして、区民に説明し判断を求めること。

## 《春日後樂園駅前市街地再開発について》

65億円余の従来からの税金投入計画に加え、2013年12月には30億円ともいわれる緊急対策補助事業の対象になることが明らかになりました。巨額の税金投入である再開発計画は区民合意がなく、周囲の環境にも多大な負荷が予想され、見直すべきです。

- 1 平成26年度内に着工が予定されている春日後樂園駅前市街地再開発について、総経費、建築計画などとともに、建築物による周辺地域への影響についても明らかにした、区民むけ説明会を早期に実施するよう再開発組合に指導を強めること。
- 2 春日後樂園駅前市街地再開発に投入される公的資金について、新たに追加される分も含め、種類、規模、交付時期などを明らかにし、区民への説明責任を果たすこと。